

# **Jクレジット制度の概要と政策動向について**

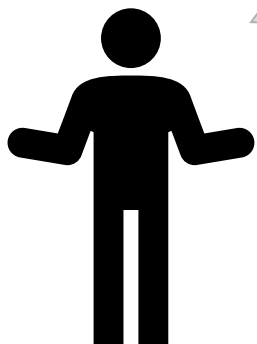
**令和7年9月**

**経済産業省 近畿経済産業局**

**資源エネルギー環境部 エネルギー対策課**

## 本題の前に・・・

昨今、気候変動に関する科学的根拠の無い、  
フェイク情報が増加しています



- ・地球温暖化はアメリカを弱体化させるための中国の陰謀だ！
- ・CO2は植物のエサだから増やすべきだ！
- ・南極の氷はむしろ増えており、温暖化はしていない
- ・温暖化は太陽活動のせいで、人間の活動は関係無い

# 本題の前に・・・

## IPCCの最新の報告書のポイント

- 人間活動が主に温室効果ガスの排出を通して地球温暖化を引き起こしてきたことには疑う余地がない
- 人為的な気候変動は、既に世界中の全ての地域において多くの気象と気候の極端現象に影響を及ぼしている
- さらに、将来、非常に高い確信度で「気候変動に起因するリスクと予測される悪影響、損失と損害は、地球温暖化が進行するにつれて増大する」と予測

我が国政府は、地球温暖化防止はもとより、経済成長・エネルギー安定供給の同時実現を目指し、今後も揺らぐことなく脱炭素に取り組んでいきます。また、国民の命と財産を守るための気候変動適応策を、政府一丸となって進めています。

これらの政策がなぜ必要なのか、国民の皆様にご理解いただけるよう、気候変動についての科学的知見を、今後もしっかりと情報提供していきます。

令和 7 年 7 月 29 日  
環境副大臣 小林 史明

# カーボンニュートラル（CN）を巡る動向

- 近年、期限付きカーボンニュートラル目標を表明する国地域が急増し、そのGDP総計は世界全体の約90%を占める（2019年COP25終了時には約26%）。
- こうした中、金融市場の動きも相まって、あらゆる産業が、脱炭素社会に向けた大競争時代に突入。環境対応の成否が、企業・国家の競争力に直結することに。

## カーボンニュートラルの波

### <期限付きCNを表明する国地域の急増>

2019年

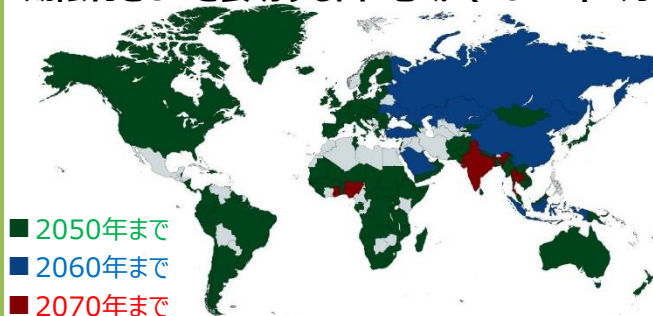
- 期限付きCNを表明する国地域は121、世界GDPの約26%を占める

2024年

- 期限付きCNを表明する国地域は146、世界GDPの約90%を占める

（出典）各国政府HP、UNFCCC NDC Registry、Long term strategies、World Bank database等を基に作成

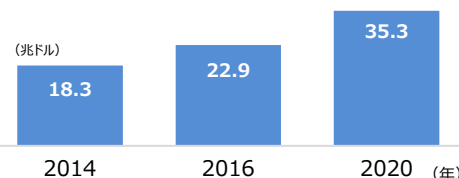
### 期限付きCNを表明する国・地域（2024年4月）



## 金融機関の動き

### <世界的なESG投資額の急増>

- 全世界のESG投資の合計額は、2020年に35.3兆ドルまで増加



（出所）GSIA「Global Sustainable Investment Review」

### <企業情報開示・評価の変化>

- 気候変動が企業に対して及ぼす財務的影響について開示する任意枠組み「TCFD」に対し、世界で3,496の金融機関等が賛同
- また、「TCFD」は、情報開示だけでなく、インターナル・カーボンプライシングの設定も推奨

## 産業界の対応

### <サプライチェーン全体の脱炭素化>

- 国内外で、サプライチェーンの脱炭素化とそれに伴う経営全体の変容（GX）が加速

海外

Microsoft 2030年まで

Apple 2030年まで

国内

リコー 2050年まで

キリン 2050年まで

カーボンニュートラル表明

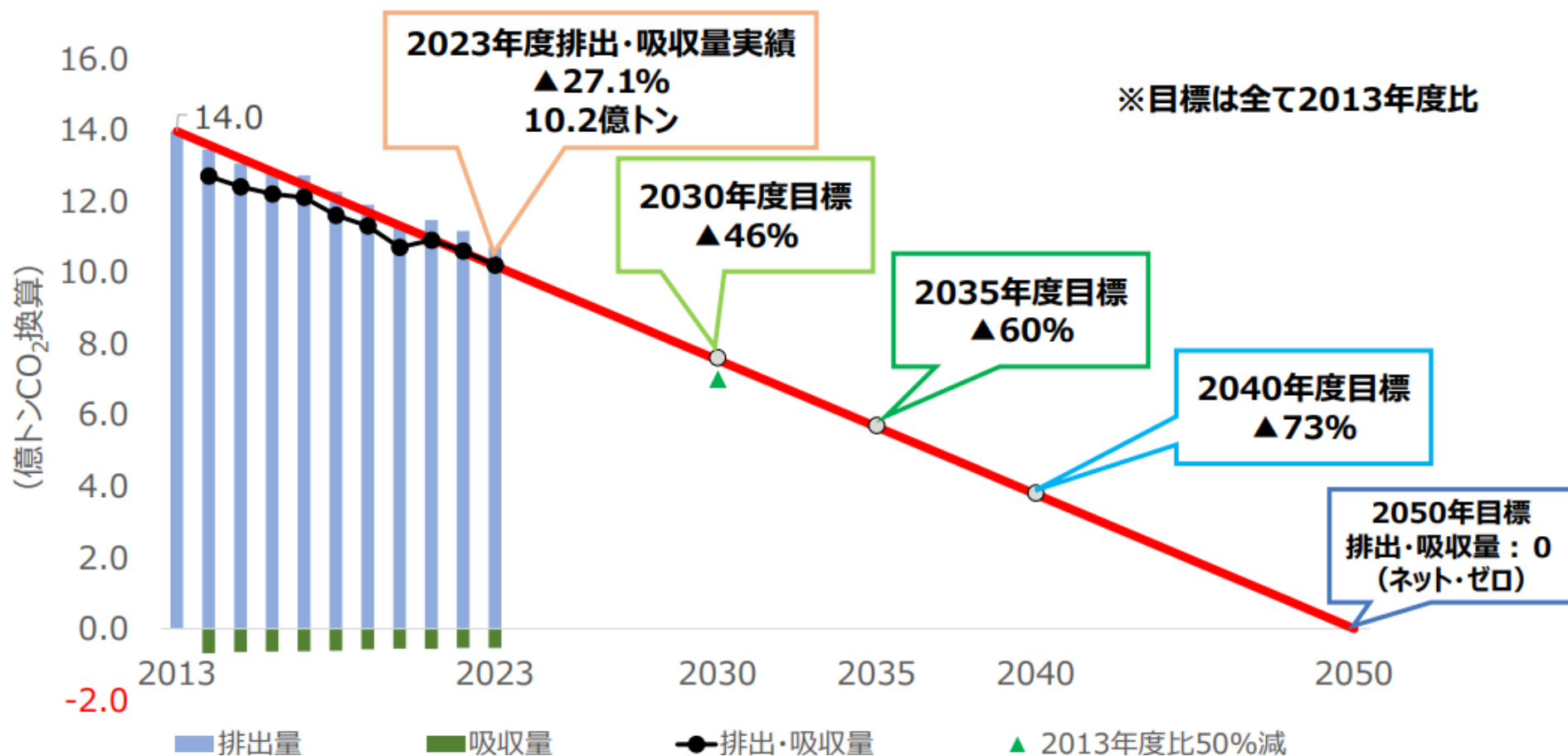
### <GX時代における新産業の萌芽>

- 商品価格・機能に加えてカーボンフットプリントが購買判断の基準になるような、消費行動の変容を促す新産業が発展
- また、脱炭素関連技術の開発・社会実装について、大企業のみならず、スタートアップが主導するケースも増加

環境対応の成否が、企業・国家の競争力に直結する時代（GX時代）に突入

# 日本の温室効果ガス排出量の推移

- 過去最低値を記録し、減少傾向を継続。



# GX（グリーントランスフォーメーション）

- 日本では、産業革命以来の化石エネルギー中心の産業構造・社会構造から、クリーンエネルギー中心のものへ転換することをグリーントランスフォーメーション（GX）と位置づけ。
- GX推進を通じて、エネルギー安定供給、経済成長、脱炭素の3つを同時に実現すべく、取組を進めていく。

- ・ GXに向けた大規模な投資競争が世界規模で発生
- ・ 日本が強みを有するGX関連技術を活用し、経済成長を実現。



- ・ 世界で脱炭素化に向けた潮流が加速
- ・ GXにより、2030年温室効果ガス46%削減、2050年カーボンニュートラルの国際公約を実現。

- ・ ロシアによるウクライナ侵略等の影響により、世界各国でエネルギー価格を中心にインフレーションが発生。
- ・ 化石燃料への過度な依存から脱却し、危機にも強いエネルギー需給構造を構築。

# サプライチェーン全体での脱炭素化の動き

- グローバル企業がサプライチェーン排出量の目標を設定すると、そのサプライヤーも巻き込まれる
- 大企業のみならず、**中小企業も含めた取組が必要**（いち早く対応することが競争力に）



○の数字はScope 3のカテゴリ

**Scope1** : 事業者自らによる温室効果ガスの直接排出(燃料の燃焼、工業プロセス)

**Scope2** : 他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出

**Scope3** : Scope1、Scope2以外の間接排出(事業者の活動に関連する他社の排出)

サプライチェーン排出量 = **Scope1排出量** + **Scope2排出量** + **Scope3排出量**

出典：環境省資料

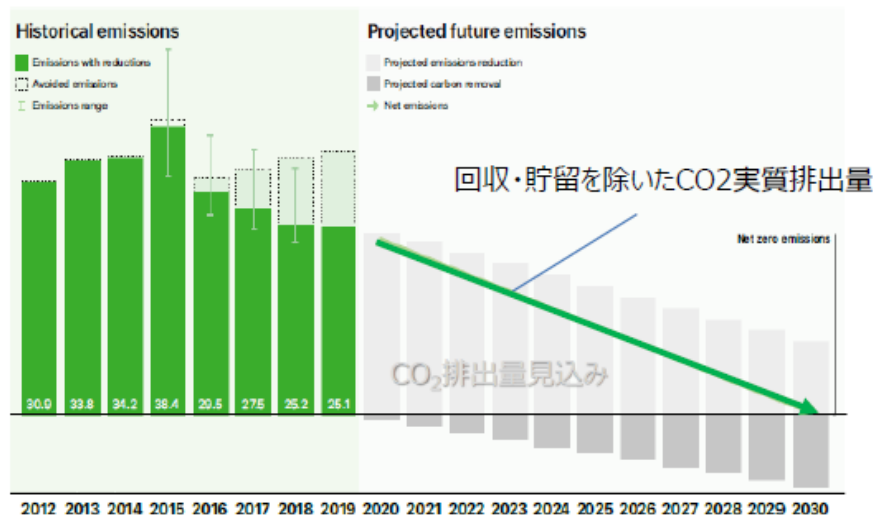
# サプライチェーン全体での排出削減の取組

- 世界では、製造過程の排出量を適用要件としたEV補助金制度（仏国）やスコープ3排出量も含めた炭素国境調整措置（英国）の提案など、サプライヤーも含めたサプライチェーン全体での脱炭素化に向けた取組が加速。
- 我が国においても、昨年、取引先から排出量計測・カーボンニュートラルへの協力を要請された中小企業の割合は2020年から倍増（15.4%、55万社程度）するなど、CNに向けた波が顕在化。

## 米・Apple：2030年までにサプライチェーン脱炭素化

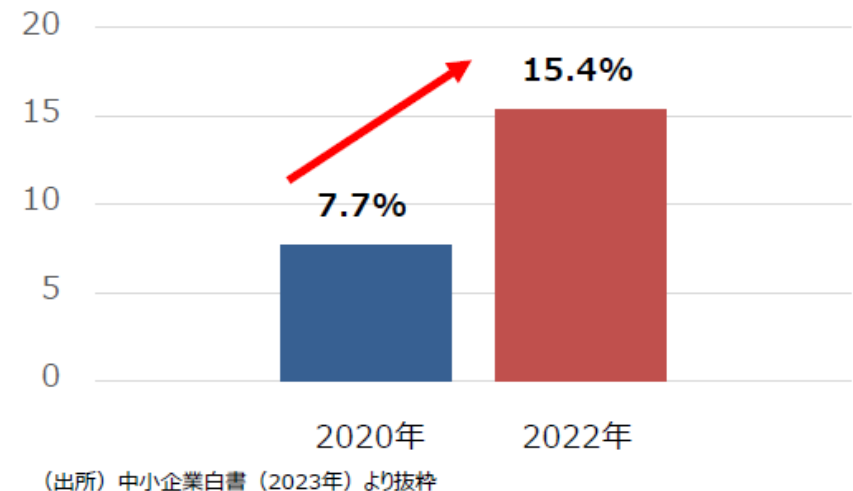
- 2020年7月、2030年までにサプライチェーンも含めたカーボンニュートラルを目指すと発表し、サプライヤーがApple製品の製造時に使用する電力についても2030年までに再生可能エネルギー100%を目指す、との目標を公表。

## 【製造から廃棄・リサイクルに至るライフサイクル全体でのCO2排出量】



## 我が国中小企業が取引先からCN要請を受けた割合

- ✓ 取引先から排出量計測・CNへの協力を要請された割合：  
2020年7.7% ⇒ 2022年15.4%へ倍増  
(55万社程度と推計される)





# 企業を取り巻く脱炭素の環境

- 企業は周囲の様々なステークホルダーから、脱炭素に向けた取り組みの圧力を受けている。
- こうした世界的な脱炭素の大きな流れはロシアによるウクライナ侵略後も変わらない見通し。

## 企業を取りまく脱炭素の圧力

### GFANZ

2050年CNを実現の加速を目指す民間金融機関の連盟（NZBAや他の金融機関連合を束ねる）

### NZBA

2050年CNを実現するための具体的な道筋や進捗を定期的に公表することを約束する銀行の連合

### 責任投資原則

### PRI

機関投資家の投資意思決定プロセスにESGの視点を反映させるべく、国連のイニシアティブで策定されたガイドライン 等

### 労働市場におけるキャリア観の変化 等

企業の脱炭素対応を就職の軸にする傾向が一部顕在化

### 労働市場

\*まだ顕在化度は低いと考えられる

労働者

脱炭素な事業活動が新たな企業選択軸

### 金融市場

金融機関

株主

投資・融資・株主提案による事業活動の制限

企業

製品の仕様を規定  
脱炭素価値の顕在化

### 財市場

サプライチェーン上の企業

消費者

規制・支援による事業活動の制限・誘導

政府

### RE100

事業運営を100%再生可能エネルギー電力で調達することを目標に掲げるイニシアチブ  
世界で356の企業、日本は米国に次ぐ66の企業が参加（2022年3月17日時点）

### 消費者の環境意識の高まり

SDGsに象徴されるサステナビリティへの関心の高まり

（注）企業への圧力、および各市場等に影響を及ぼす要素は上に記載のものに限らない点に留意

# 中小企業がカーボンニュートラルに向けて取り組むメリット

- 中小企業がカーボンニュートラル（CN）に取り組むことは、省エネによるコスト削減、資金調達手段の獲得、製品や企業の競争力向上の点において経営力強化にもつながり得る。

## （１）省エネによるコスト削減

- 計画的・効果的な投資やプロセス改善により、エネルギーコストを削減。
- ただし、知見・ノウハウや人材が不足しているほか、初期投資の高い設備投資は財務基盤の脆弱性故に進みにくい。
- エネルギー使用量を把握して削減ポテンシャルを検証することなどを通じて、一層の省エネ・省CO2に取り組むことが重要。

## （２）資金調達手段の獲得

- 金融機関がESG投資を推進しているため、温暖化対策の状況を加味した融資条件の優遇等を受けられる機会が拡大（サステナビリティ・リンク・ローン、トランジション・ファイナンス等）

## （３）製品や企業の競争力向上

- 取引先企業から選好されやすくなり、既存の取引先との強固な関係性の構築のみならず、新規の取引先開拓にもつながり得る。
- 製品単位の排出量見える化が進めば、製品の差別化を行うことができる。
- CNに向けた取組の価値を広く浸透させるためには、例えば、製品の排出量等の表示ルールの策定など、官民による「仕組み作り」が必要。

# J-クレジット制度の概要

- 省エネ・再エネ設備の導入や森林管理等による温室効果ガスの排出削減・吸収量をクレジットとして認証する制度であり、経済産業省・環境省・農林水産省が運営。
- 中小企業等の省エネ・低炭素投資等を促進するとともに、クレジットの活用により国内の資金循環を生み出すことで、経済と環境の好循環を促進する。



## クレジット認証の考え方



## ベースライン アンド クレジット

ベースライン排出量（対策を実施しなかった場合の想定CO<sub>2</sub>排出量）とプロジェクト実施後排出量との差である排出削減量を「J-クレジット」として認証

## J-クレジット制度の対象事業

- J-クレジットの創出には本制度で策定された**方法論※**に基づいていることが必要。
- 方法論とは排出削減・吸収に資する技術ごとに、適用範囲、排出削減・吸収量の算定方法及びモニタリング方法等を規定したもの。
- 承認された方法論に該当しない排出削減・吸収活動を行おうとする場合は、方法論策定規程に従って方法論を提案することができる。

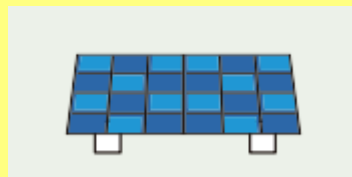
※2025年8月8日時点で74の方法論を承認

### (例) <省エネ設備の導入>



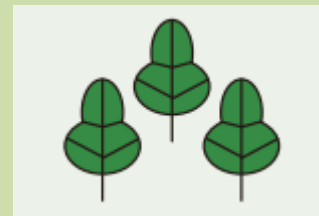
- ・ボイラーの導入
- ・照明設備の導入
- ・空調設備の導入
- ・コージェネレーションの導入

### (例) <再エネの導入>



- ・バイオマス燃料（固形・液体）による化石燃料の代替
- ・太陽光発電設備の導入

### (例) <適切な森林管理>



- ・森林経営計画に基づいた間伐・植林等



# プロジェクトの形態について

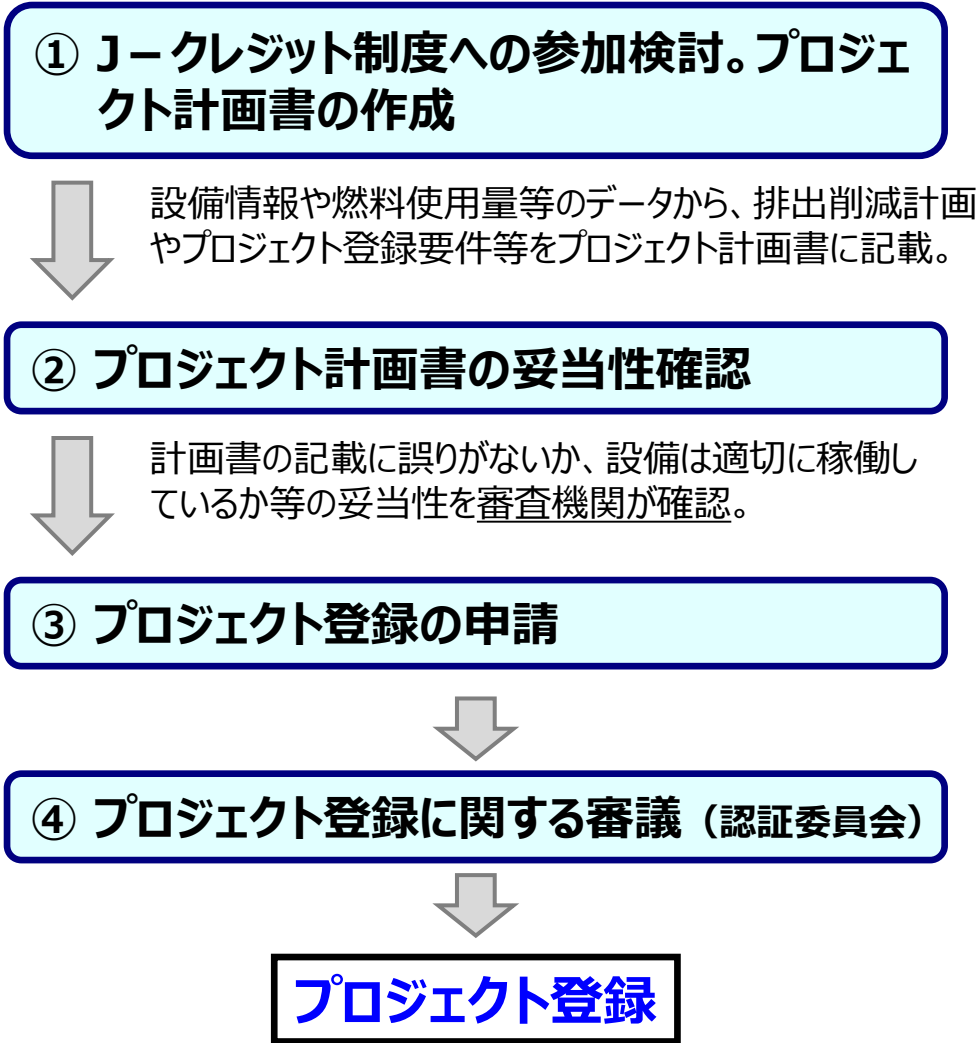
- プロジェクトの登録形態は「通常型」と「プログラム型」に分かれる。

| 登録形態   | 説明                                                                                                                                                                                                                                                                            | 想定されるプロジェクト登録者                                                                                                                    |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 通常型    | <p>基本的には1つの工場・事業所等における削減活動を1つのプロジェクトとして登録する形態。<br/>（複数の工場・事業所をまとめて1つの通常型とすることも可能であるが、登録後、新たに工場・事業所等を追加することは、原則不可）</p>                                                                                                                                                         | <ul style="list-style-type: none"><li>工場や事業所等にて設備更新をする企業・自治体等</li></ul>                                                           |
| プログラム型 | <p>家庭の屋根に太陽光発電設備を導入など、<b>複数の削減・吸収活動を取りまとめ</b>1つのプロジェクトとして登録する形態。以下のようなメリットがある。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 単独ではプロジェクト登録が非現実的な小規模な削減活動から、J-クレジットを創出することが可能。</li><li>② 登録後も、削減活動を随時追加することで、プロジェクトの規模を拡大することが可能。</li><li>③ 登録や審査等にかかる手続・コストを削減することが可能。</li></ol> | <ul style="list-style-type: none"><li>燃料供給会社</li><li>商店街組合/農協</li><li>設備販売/施工会社</li><li>補助金交付主体（自治体等）</li><li>再造林活動の実施者</li></ul> |

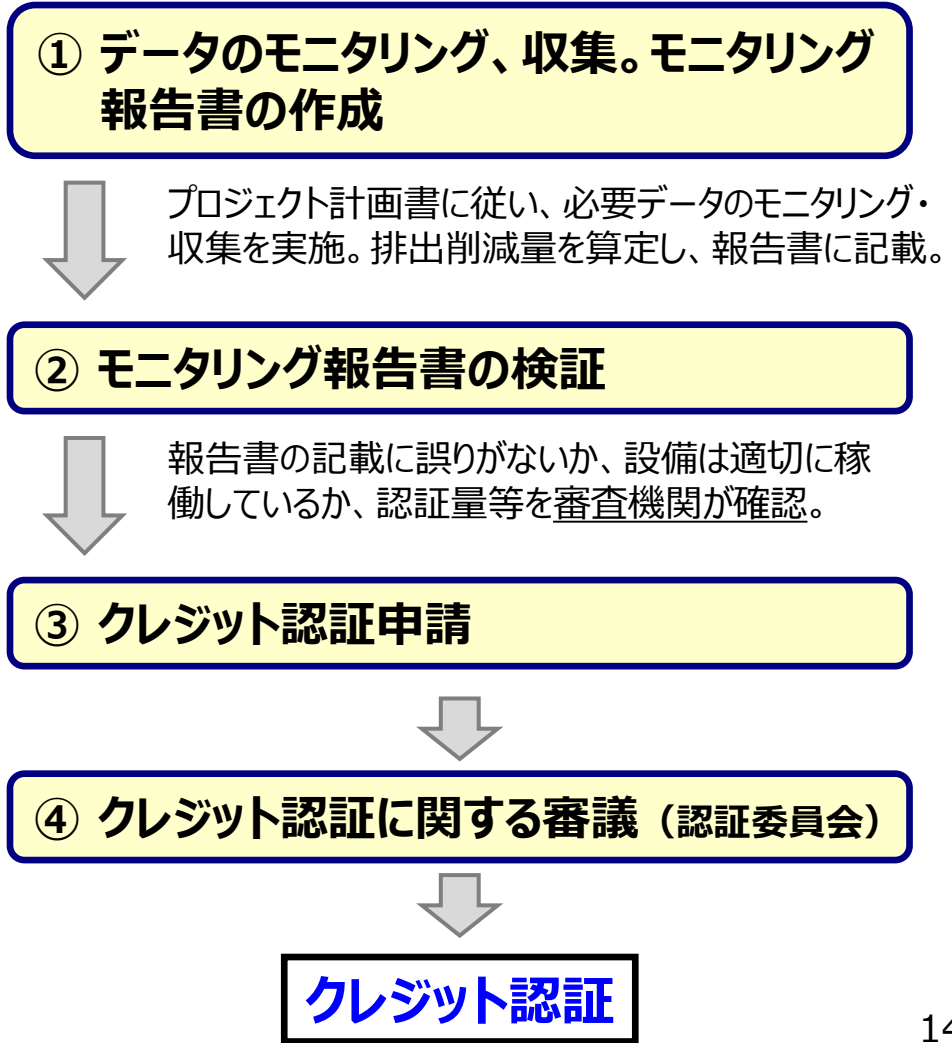
# プロジェクト登録、クレジット認証の流れ

- 審査機関がプロジェクトの妥当性や認証量を確認し、有識者で構成される認証委員会で審議する。

## プロジェクト登録



## クレジット認証



## (参考) プロジェクト種別の審査費用について

- J-クレジット制度事務局が妥当性確認（プロジェクト登録に関する審査）や検証（クレジット認証に関する審査）手続きの書類作成・審査費用支援を行っている。
- 審査費用支援については、上限達し次第終了する。

税込（円）

| プロジェクト種別 |        | 審査内容  | 平均額※1     | 審査費用の振れ幅※2※3      |
|----------|--------|-------|-----------|-------------------|
| 省エネ      | 通常型    | 妥当性確認 | 609,329   | 236,000～937,000   |
|          |        | 検証    | 773,225   | 418,275～1,092,850 |
|          | プログラム型 | 妥当性確認 | 811,679   | 629,416～1,037,731 |
|          |        | 検証    | 901,925   | 617,393～1,304,966 |
| 再エネ      | 通常型    | 妥当性確認 | 670,828   | 437,123～827,750   |
|          |        | 検証    | 437,652   | 162,333～1,012,336 |
|          | プログラム型 | 妥当性確認 | 828,255   | 571,348～1,092,080 |
|          |        | 検証    | 788,334   | 581,172～928,013   |
| 農業       | プログラム型 | 妥当性確認 | 984,790   | 826,360～1,174,470 |
|          |        | 検証    | 1,108,056 | 660,000～1,704,450 |
| 森林       | 通常型    | 妥当性確認 | 1,082,265 | 799,218～1,430,394 |
|          |        | 検証    | 1,257,044 | 733,298～1,989,201 |

# J-クレジットの売買について

## 直接の相対取引

- Jクレ事務局「売り出しクレジット一覧」で探す



- 会社HP等で探す

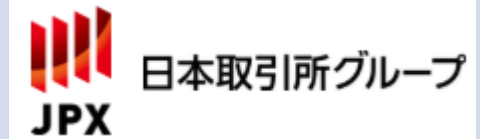
## 仲介事業者を利用した販売

■ 仲介事業者  
(J-クレジット・プロバイダー) 五十音順

株式会社イトーキ  
株式会社ウェストボックス  
株式会社エスプールブルードットグリーン  
カーボンフリーコンサルティング株式会社  
クレアトゥラ株式会社  
静銀経営コンサルティング株式会社  
住友商事株式会社  
株式会社バイウィル  
Permanent Planet株式会社  
一般社団法人 more trees

## 取引所による取引

- 東証にて2023年10月より市場開設



- その他、Carbon EX、JCX、e-dashなど



# J-クレジットの活用先について

- 活用方法によっては、使用できるクレジットの種類が限られており、注意が必要。

※本表では、更新時点で事務局が調査した結果を整理しております。活用先のルール変更等により取り扱いが異なる場合がありますので、実際の活用におかれましては、必要に応じて各活用先の最新情報をご確認ください。

| 用途                                    | J-クレジットの種類 |       |       |      |               |
|---------------------------------------|------------|-------|-------|------|---------------|
|                                       | 再エネ発電      | 再エネ熱  | 省エネ   | 森林吸収 | 工業プロセス、農業、廃棄物 |
| 温対法での報告<br>(排出量・排出係数調整)               | ○          | ○     | ○     | ○    | ○             |
| 省エネ法での報告<br>(共同省エネルギー事業に限る)           | ×          | ×     | ○※1   | ×    | ×             |
| 省エネ法での報告<br>(定期報告における非化石エネルギー使用割合の報告) | ○※1        | ○※1   | △※1※2 | ×    | ×             |
| カーボンオフセット                             | ○          | ○     | ○     | ○    | ○             |
| GXリーグにおける排出量実績の報告                     | ○          | ○     | ○     | ○    | ○             |
| CDP質問書・SBTへの報告                        | ○※1※3      | ○※1※4 | ×     | ×    | ×             |
| RE100達成のための報告                         | ○※1※3※6    | ×     | ×     | ×    | ×             |
| SHIFT事業の目標達成                          | ○          | ○     | ○     | ○    | ○             |
| 経団連カーボンニュートラル<br>行動計画の目標達成            | △※7        | △※7   | △※7   | ○    | △※7           |

※1 報告可能な値はプロジェクトごと、認証回ごとに異なる。

※2 EN-S-019、EN-S-043、EN-S-044の方法論に基づいて実施される排出削減プロジェクト由来 J-クレジット（非化石エネルギーを活用するものに限る）のみ利用可。

※3 他者から供給された電力（Scope2）に対して、再エネ電力由来の J-クレジットを再エネ調達量として報告可能。

※4 他者から供給された熱（Scope2）に対して、再エネ熱由来の J-クレジットを再エネ調達量として報告可能。

※5 CDP気候変動質問書2021の設問C11.2にのみ、報告対象期間内の創出・購入量を報告可能。

※6 詳細はRE100のHPをご覧ください。

- ・自家発電した電力（Scope1）には再エネJクレ使用不可。
- ・Scope2の電力供給のうち、工場敷地内（オフグリッド内）の別会社が設置した発電設備由来の電力（Scope2）に対して再エネJクレ使用不可。
- ・原則として、設備稼働日より15年を超えたプロジェクト由来の再エネJクレ使用不可。
- ・原則として、石炭混焼を含む自然エネルギー由来電力の再エネJクレ使用不可。

※7 経団連カーボンニュートラル行動計画に参加している事業者が創出したクレジットは対象外。制度記号が「JCL」のクレジットが使用可能。

# 脱炭素経営に向けた取組の広がり

- ESG金融の進展に伴い、グローバル企業を中心に、気候変動に対応した経営戦略の開示（TCFD）や、脱炭素に向けた目標設定（SBT, RE100）が国際的に拡大。投資家等への脱炭素経営の見える化を通じ、企業価値向上につながる
- 脱炭素経営が差別化・ビジネスチャンスの獲得に結びつく
- さらに、こうした企業は、取引先（サプライヤー）にも目標設定や再エネ調達等を要請

**TCFD**

Taskforce on Climate related  
Financial Disclosure

- 投資家等に適切な投資判断を促すために、気候関連財務情報開示を企業等へ促進することを目的とした民間主導のタスクフォース
- 主要国の中央銀行、金融監督当局、財務省等の代表からなる**金融安定理事会**（FSB）の下に設置

**SBT**

Science Based Targets

- パリ協定の目標達成を目指した削減シナリオと整合した目標の設定、実行を求める国際的なイニシアティブ
- 国際NGO(CDP、WRI、Global Compact、WWF)が運営

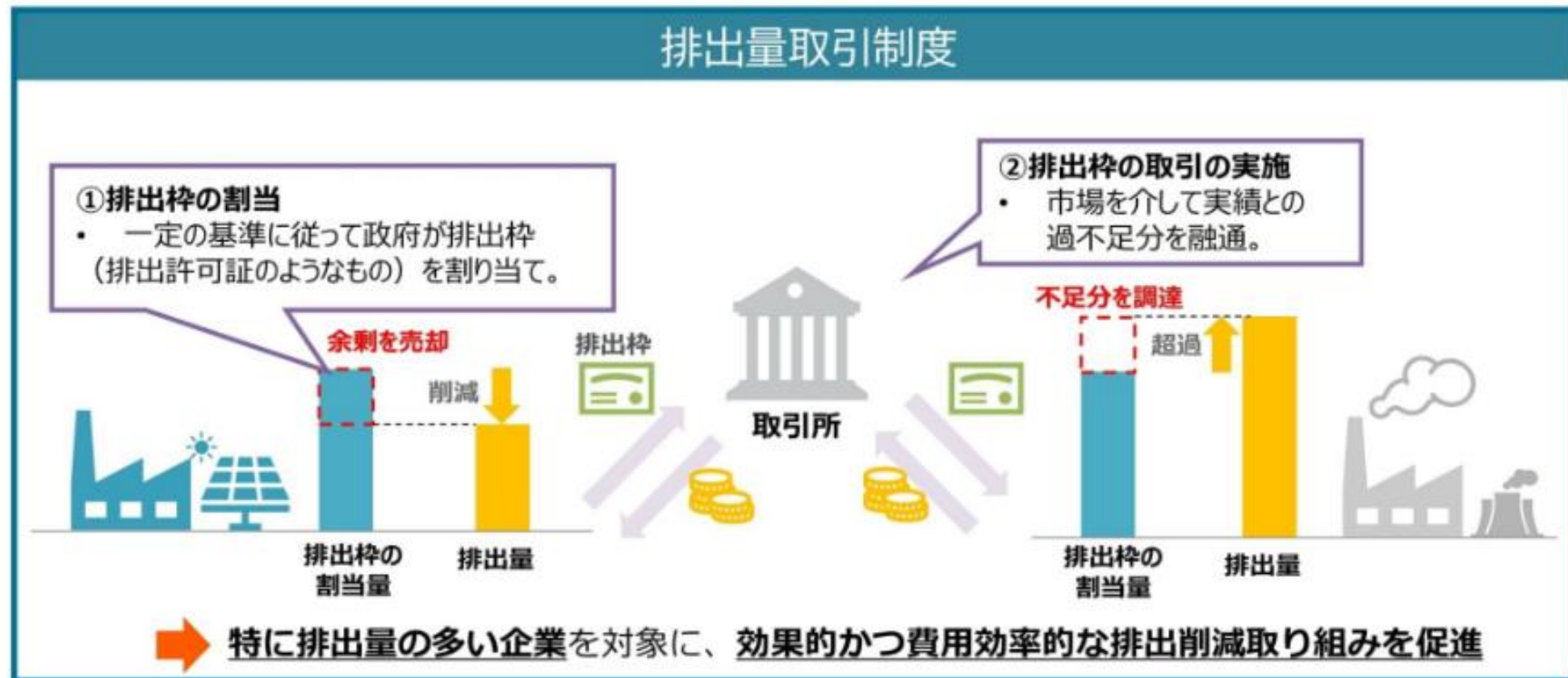
**RE100**

Renewable Energy 100

- 企業が自らの事業の使用電力を100%再エネで賄うことを目指す国際的なイニシアティブ
- 国際NGO(The Climate Group、CDP)が運営

# 改正GX推進法に基づく排出量取引制度の全体像

- 企業ごとにCO2排出枠を設け、排出枠を企業間で取引する制度
- CO2直接排出量10万トン以上（300～400社）が対象となり、温室効果ガス排出量の6割近くをカバー出来る見込み



# 改正GX推進法に基づく排出量取引制度の全体像

- 企業ごとにCO2排出枠を設け、排出枠を企業間で取引する制度

## ①制度対象者

- CO2の直接排出量が前年度までの3カ年度平均で10万トン以上の事業者が対象。
- 義務対象者である親会社等が、密接な関係にある子会社（義務対象者のみ）も含めて一体で義務を履行することも可能。

## ②移行計画の策定

- 対象企業は2050年カーボンニュートラルの実現に向けた排出削減目標や、その他関連事項を含む計画を策定・提出。  
→2030年度の直接・間接排出削減目標等の中長期的な排出量の見通しを国が集計・公表。

## ③排出枠の保有義務

- ①排出枠の割当ての申請
  - 政府指針に基づいて算出した排出枠の量を企業が割当申請。
  - 申請に当たっては、第三者機関（登録確認機関）が割当量を確認。
- ②排出量の算定・報告
  - 企業は自らの排出量について、登録確認機関による確認を受けた上で、毎年度国に報告。
- ③排出枠の保有
  - 確認を受けた毎年度の排出実績と同量の排出枠を翌年度の1月31日に保有することを義務づけ。
- ④不履行時の扱い
  - 保有義務の未履行分×上限価格の1.1倍の支払いを求める。

## ④価格安定化措置

- 政府は、排出枠の上下限価格を設定。
- （排出枠価格の高騰等により義務履行に支障が生じる状況として大臣が告示した場合）排出枠が不足する事業者については、上限価格×不足分の支払いによって、義務を履行したものとみなす。
- 一定期間以上、市場価格が下限を下回って低迷する場合には、GX推進機構を通じてリバースオークションを行い、排出枠の流通量を調整するとともに、割当基準の強化を検討。

## ⑤排出枠取引市場

- 排出枠取引市場の公正かつ安定的な運営を担保するため、GX推進機構が市場を設置・運営することとする。
- 制度対象者に加え、①カーボンプレジットについて一定の取引経験を有する取引業者や、②制度対象者からの依頼に基づいて取引を行う取引業者の市場参加を認める。



# 排出量取引制度とクレジットの関係（注：検討段階）

- 排出量取引制度において、J-クレジットが使用可能と出来るか検討段階。

- 排出枠の価格形成を促し、制度対象者の削減インセンティブを確保する観点から、本制度においてもクレジットの使用上限を設けることとしてはどうか。
- 上限の水準については、諸外国制度においても制度の発展とともに段階的に引き下げを行っていることから、実排出量の10%を上限としてはどうか。
- その上で、制度開始以降も排出枠の需給に及ぼす影響等について継続的に点検し、必要な場合には上限の引き下げも含め見直しを検討していく。

## 本制度で使用可能なクレジット

- ・ J-クレジット
- ・ JCMクレジット

※ 使用可能なJCMクレジットは、温対法SHK制度に準拠する（SHKでは、2021年以前の取組に由来するJCMクレジットについては発行日等の要件を満たさない限り使用不可）。

## 使用可能量の上限

- ・ 各年度の実排出量（クレジット無効化量を控除する前の排出量）の10%

# 排出量取引制度のスケジュール

- 来年度から本格始動

- 2023年度より、カーボンニュートラルに向けて野心的に取り組む企業が参加する「GXリーグ」において、自主的な排出量取引制度を試行。 日本の温室効果ガス排出量の5割超を占める企業が参加。
- GXリーグにおける試行的取組の成果を踏まえ、2026年度より、排出量取引を義務化。

## <GX-ETSの段階的発展のイメージ>

